

議案第1号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成17年7月20日

沖縄県教育委員会

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。
第35条第4項中の「20」を「36」に改める。

別表第1中

沖縄県立 嘉手納高等学校	嘉手納町字屋良		全日制	三	年	普通科
-----------------	---------	--	-----	---	---	-----

を

沖縄県立 嘉手納高等学校	嘉手納町字屋良		全日制	三	年	普通科 総合学科
-----------------	---------	--	-----	---	---	-------------

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

規則案の概要説明

県立学校教育課

1 改正の経緯及び必要性

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成 17 文部科学省令 16 号）が平成 17 年 3 月 31 日に公布、平成 17 年 4 月 1 日から施行された。改正の内容は、「高等学校において学校外学修により認定できる単位数の上限を 20 単位から 36 単位に拡大すること」となっている。

また、県立高等学校編成整備実施計画に新しいタイプの学校として、総合学科を置く高等学校の設置計画がある。

そのことを受け、平成 18 年度に嘉手納高等学校に総合学科を設置するため学科改編を行う。

そのため、沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する必要がある。

2 案の概要

(1) 沖縄県立高等学校管理規則第 35 条の第 4 項の「単位数の合計数は 20 を超えないものとする」を「単位数の合計数は 36 を超えないものとする」に改める。

(2) 沖縄県立高等学校管理規則第 3 条の別表第 1 の嘉手納高等学校の学科の改正を行う。

3 添付資料

(1) 新旧対照表

(2) 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成 17 文部科学省令 16 号）

新旧対照表

新	旧										
<p>第35条 4 前2項の規定に基づき加えることのできる単位数の合計数は<u>36</u>を越えないものとする。</p> <p>別表第1</p> <table border="1" data-bbox="470 1187 598 2139"> <tr> <td>沖縄県立 嘉手納高等学校</td> <td>嘉手納町字屋良</td> <td>全日制</td> <td>三年</td> <td>普通科 総合学科</td> </tr> </table>	沖縄県立 嘉手納高等学校	嘉手納町字屋良	全日制	三年	普通科 総合学科	<p>第35条 4 前2項の規定に基づき加えることのできる単位数の合計数は<u>20</u>を越えないものとする。</p> <p>別表第1</p> <table border="1" data-bbox="470 168 598 1108"> <tr> <td>沖縄県立 嘉手納高等学校</td> <td>嘉手納町字屋良</td> <td>全日制</td> <td>三年</td> <td>普通科</td> </tr> </table>	沖縄県立 嘉手納高等学校	嘉手納町字屋良	全日制	三年	普通科
沖縄県立 嘉手納高等学校	嘉手納町字屋良	全日制	三年	普通科 総合学科							
沖縄県立 嘉手納高等学校	嘉手納町字屋良	全日制	三年	普通科							

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成17年文部科学省令第16号）が平成17年3月31日に公布され、平成17年4月1日から施行。

- 高等学校において学校外学修により認定できる単位数の上限を、従来の20単位から36単位に拡大すること

改訂の趣旨

高等学校の生徒の能力・適性、興味・関心等の多様化の実態を踏まえ、生徒の在学する高等学校での学習の成果に加えて、生徒の在学する高等学校以外の場における体験的な活動等の成果について、より幅広く評価できるようにすることを通じて、高等学校教育の一層の充実を図る。

内 容

①他の高等学校等で修得した一部科目の単位を、在学校の卒業に必要な単位数のうちに加えることができる。
(学教法施行規則第63条の3)

②生徒が学校外において行った学修について、在学校における科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
(学教法施行規則第63条の4)

①+②の単位数の合計の上限：20→36単位に拡大

学校外の学修に関する活動と対応科目例

対応教科	対応科目	認定単位数	活 動 例
校外学修	学校外学習	1～3	<p>委託実習、現場実習、職場実習、宿泊体験実習等の各種の実習・演習等の活動</p> <p>就業体験（インターンシップ）等の活動</p> <p>大学、専門学校等、社会教育施設等での講座等</p> <p>手話、点字、パソコン、読み聞かせ、囲碁、将棋、日本舞踊、琉球舞踊、詩吟、書道、華道、絵画、ピアノ、ギター、胡弓、三味線、太鼓、笛等の学校外での学修</p> <p>陸上、水泳、柔道、剣道、ボクシング、テニス、サッカー、ヨット、カヌー、古武術、空手道等のスポーツ活動</p>
	社会体験活動	1～3	<p>介護福祉等に関する活動</p> <p>保育福祉等に関する活動</p> <p>施設訪問（慰問）等に関する活動</p> <p>地域環境美化等に関する活動</p> <p>自然観察・保護等に関する活動</p> <p>等のボランティア活動</p>
学校で設定した教科	学校で設定した科目	1～3	<p>各種の学校外活動で、対応する教科・科目の目標を達成する上で、相当の水準を有すると校長が認めたもの</p>